

三 所得税法（昭和四十年法律第三十二号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 十 (略)</p> <p>十一 合同運用信託 信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するもの（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第二項（定義）に規定する委託者非指図型投資信託及びこれに類する外国投資信託（同条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。第十二号の二及び第十三号において同じ。）を除く。）をいう。</p> <p>十二 (略)</p> <p>十二の二 投資信託 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託及び外国投資信託をいう。</p> <p>十三 証券投資信託 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第四項に規定する証券投資信託及びこれに類する外国投資信託をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 十 (略)</p> <p>十一 合同運用信託 信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。</p> <p>十二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十三 証券投資信託 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第一項（定義）に規定する証券投資信託及び同条第十九項に規定する外国証券投資信託</p>

十四（略）

十五 公社債投資信託 証券投資信託のうち、その信託財産を公社債に対する投資として運用することを目的とするもので、株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条に規定する投資口を含む。第二十四条第二項（配当所得）、第二十五条（配当等の額とみなす金額）、第七百七十六条第一項（信託財産に係る利子等の課税の特例）、第二百二十四条の三第二項第一号（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）及び第二百二十五条第一項第二号（支払調書及び支払通知書）において同じ。）又は出資に対する投資として運用しないものをいう。

十五の二 公社債等運用投資信託 証券投資信託以外の投資信託のうち、信託財産として受け入れた金銭を公社債等（公社債、手形、指名金銭債権（指名債権であつて金銭の支払を目的とするものをいう。）その他の政令で定める資産をいう。）に対して運用するものとして政令で定めるものをいう。

十五の三 公募公社債等運用投資信託 その設定に係る受益証券の募集が公募（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項（定義）に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するもの）当該受益証券の国外における募集にあつては、当該勧誘に相当するもの）として政令で定めるものをいう。）により行われた公社債等運用投資信託をいう。

十五の四 特定目的信託 資産の流動化に関する法律（平成十年法

をいう。

十四（略）

十五 公社債投資信託 証券投資信託のうち、その信託財産を公社債に対する投資として運用することを目的とするもので、株式（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第十三項に規定する投資口を含む。第二十四条第二項、第二十五条、第七百七十六条第一項及び第二百二十四条の三第二項第一号において同じ。）又は出資に対する投資として運用しないものをいう。

（新設）

（新設）

（新設）

律第五号) 第二条第十二項(定義)に規定する特定目的信託を
いう。

十六 (略)

十七 有価証券 証券取引法第二条第一項に規定する有価証券その
他これに準ずるもので政令で定めるものをいう。

十八 四十八 (略)

2 (略)

3 この法律(第九十二条(配当控除)を除く。)において、「利益
の配当」には、利息の配当及び商法(明治三十二年法律第四十八号
(第二百九十三条ノ五第一項(中間配当)又は資産の流動化に関す
る法律第二百二条第一項(中間配当))に規定する金銭の分配その他こ
れに類する金銭の分配として政令で定めるものを含むものとする。

(老人等の少額預金の利子所得等の非課税)

第十条 国内に住所を有する個人で老人等であるものが、金融機関そ
の他の預貯金の受入れをする者又は証券業者で政令で定めるものの
営業所、事務所その他これらに準ずるもの(以下この条において「
金融機関の営業所等」という。)において預貯金(第九条第一項第
一号若しくは第二号(非課税所得)の規定に該当するもの又は郵便
貯金その他政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。)
、合同運用信託(同号の規定に該当するものその他政令で定めるも
のを除く。以下この条において同じ。)、公募公社債等運用投資信

十六 (略)

十七 有価証券 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二
条第一項(定義)に規定する有価証券その他これに準ずるもので
政令で定めるものをいう。

十八 四十八 (略)

2 (略)

3 この法律(第九十二条(配当控除)を除く。)において、「利益
の配当」には、利息の配当及び商法(明治三十二年法律第四十八号
(第二百九十三条ノ五第一項(中間配当)又は特定目的会社による
特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二百二条
第一項(中間配当))に規定する金銭の分配を含むものとする。

(老人等の少額預金の利子所得等の非課税)

第十条 国内に住所を有する個人で老人等であるものが、金融機関そ
の他の預貯金の受入れをする者又は証券業者で政令で定めるものの
営業所、事務所その他これらに準ずるもの(以下この条において「
金融機関の営業所等」という。)において預貯金(第九条第一項第
一号若しくは第二号(非課税所得)の規定に該当するもの又は郵便
貯金その他政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。)
、合同運用信託(同号の規定に該当するものその他政令で定めるも
のを除く。以下この条において同じ。))又は有価証券(公社債及び

託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項（定義）に規定する委託者非指図型投資信託に限るものとし、政令で定めるものを除く。以下この条において「特定公募公社債等運用投資信託」という。）又は有価証券（公社債及び投資信託（同項に規定する委託者非指図型投資信託を除く。）又は特定目的信託の受益証券のうち、政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）の預入、信託又は購入（以下この条において「預入等」という。）をする場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際その預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券につきこの項の規定の適用を受けようとする旨、その者の氏名、生年月日及び住所並びに老人等に該当する旨その他必要な事項を記載した書類（以下この条において「非課税貯蓄申込書」という。）を提出したときは、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定めるものについては、所得税を課さない。

一（略）

二 その合同運用信託又は特定公募公社債等運用投資信託（以下この号において「合同運用信託等」という。）の元本とその金融機関の営業所等において非課税貯蓄申込書を提出して信託した他の合同運用信託等の元本との合計額が、その合同運用信託等の収益の分配の計算期間を通じて、その個人がその金融機関の営業所等を経由して提出した第三項に規定する非課税貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合（その合同運用信託等が無記名の受益証券に係る貸付信託又は特定公募公社債

証券投資信託の受益証券のうち、政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）の預入、信託又は購入（以下この条において「預入等」という。）をする場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際その預貯金、合同運用信託又は有価証券につきこの項の規定の適用を受けようとする旨、その者の氏名、生年月日及び住所並びに老人等に該当する旨その他必要な事項を記載した書類（以下この条において「非課税貯蓄申込書」という。）を提出したときは、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に掲げるものについては、所得税を課さない。

一（略）

二 その合同運用信託の元本とその金融機関の営業所等において非課税貯蓄申込書を提出して信託した他の合同運用信託の元本との合計額が、その合同運用信託の収益の分配の計算期間を通じて、その個人がその金融機関の営業所等を経由して提出した第三項に規定する非課税貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合（その合同運用信託が無記名の受益証券に係る貸付信託である場合には、その収益の分配の計算期間を通じて政令で定めるところにより保管の委託をしている場合に限る。

<p>等運用投資信託である場合には、その収益の分配の計算期間を通じて政令で定めるところにより保管の委託をしている場合に限り、その合同運用信託等の当該計算期間に対応する収益の分配</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定は、個人が、最初に同項の規定の適用を受けようとする預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券の預入等をする日までに、次に掲げる事項を記載した申告書(以下この条において「非課税貯蓄申告書」という。)をその預入等をする金融機関の営業所等を経由し、その個人の住所地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第一項の規定の適用を受けようとする預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券の別</p> <p>三 当該金融機関の営業所等において預入等をする預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券で第一項の規定の適用を受けようとするものの現在高(有価証券にあつては、額面金額等により計算した現在高)に係る最高限度額</p> <p>四 (略)</p> <p>4、8 (略)</p> <p>(公共法人等及び公益信託に係る非課税)</p> <p>第十一条 別表第一第一号に掲げる内国法人が支払を受ける第七十</p>	<p>() 其の合同運用信託の当該計算期間に対応する収益の分配</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定は、個人が、最初に同項の規定の適用を受けようとする預貯金、合同運用信託又は有価証券の預入等をする日までに、次に掲げる事項を記載した申告書(以下この条において「非課税貯蓄申告書」という。)をその預入等をする金融機関の営業所等を経由し、その個人の住所地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第一項の規定の適用を受けようとする預貯金、合同運用信託又は有価証券の別</p> <p>三 当該金融機関の営業所等において預入等をする預貯金、合同運用信託又は有価証券で第一項の規定の適用を受けようとするものの現在高(有価証券にあつては、額面金額等により計算した現在高)に係る最高限度額</p> <p>四 (略)</p> <p>4、8 (略)</p> <p>(公共法人等及び公益信託に係る非課税)</p> <p>第十一条 別表第一第一号に掲げる内国法人が支払を受ける第七十</p>
---	--

四条各号（内国法人に係る所得税の課税標準）に掲げる利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配並びに報酬及び料金（公社債若しくは貸付信託、投資信託若しくは特定目的信託の受益証券で政令で定めるもの又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項（定義）に規定する投資口で政令で定めるもの（以下この条において「公社債等」という。）の利子若しくは収益の分配又は利益の配当（以下この条において「利子等」という。）にあつては、当該内国法人が当該公社債等を引き続き所有していた期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）については、所得税を課さない。

2 別表第一第二号に掲げる外国法人が支払を受ける第百六十一条第一号の二から第七号まで又は第九号から第十二号まで（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得（公社債等の利子等）にあつては、当該外国法人が当該公社債等を引き続き所有していた期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）については、所得税を課さない。

3 信託法（大正十一年法律第六十二号）第六十六条（公益信託）に規定する公益信託の信託財産につき生ずる所得（公社債等の利子等）に係るものにあつては、当該公社債等が当該公益信託の信託財産に引き続き属していた期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）については、所得税を課さない。

4 前三項の規定のうち公社債等の利子等に係る部分は、これらの規

四条各号（内国法人に係る所得税の課税標準）に掲げる利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配並びに報酬及び料金（公社債又は貸付信託若しくは証券投資信託（以下この条において「公社債等」という。）の利子又は収益の分配にあつては、当該内国法人が当該公社債等を引き続き所有していた期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）については、所得税を課さない。

2 別表第一第二号に掲げる外国法人が支払を受ける第百六十一条第一号の二から第七号まで又は第九号から第十二号まで（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得（公社債等の利子又は収益の分配）にあつては、当該外国法人が当該公社債等を引き続き所有していた期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）については、所得税を課さない。

3 信託法（大正十一年法律第六十二号）第六十六条（公益信託）に規定する公益信託の信託財産につき生ずる所得（公社債等の利子又は収益の分配に係るものにあつては、当該公社債等が当該公益信託の信託財産に引き続き属していた期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）については、所得税を課さない。

4 前三項の規定のうち公社債等の利子又は収益の分配に係る部分は

定に規定する内国法人若しくは外国法人又は公益信託の受託者が、公社債等につき政令で定めるところにより保管の委託をし、又は登録を受けており、かつ、政令で定めるところにより、当該公社債等の利子等につきこれらの規定の適用を受けようとする旨その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を、当該公社債等の利子等の支払をする者を経由して税務署長に提出した場合に限り、適用する。

(信託財産に係る収入及び支出の帰属)

第十三条 信託財産に帰せられる収入及び支出については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる者がその信託財産を有するものとみなして、この法律の規定を適用する。ただし、合同運用信託、投資信託、特定目的信託又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する適格退職年金契約、厚生年金基金契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約若しくは国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二百二十八条第三項（基金の業務）若しくは第三百三十七条の十五第四項（連合会の業務）に規定する契約に係る信託の信託財産に帰せられる収入及び支出については、この限りでない。

一・二（略）

2（略）

、これらの規定に規定する内国法人若しくは外国法人又は公益信託の受託者が、公社債等につき政令で定めるところにより保管の委託をし、又は登録を受けており、かつ、政令で定めるところにより、当該公社債等の利子又は収益の分配につきこれらの規定の適用を受けようとする旨その他大蔵省令で定める事項を記載した申告書を、当該公社債等の利子又は収益の分配の支払をする者を経由して税務署長に提出した場合に限り、適用する。

(信託財産に係る収入及び支出の帰属)

第十三条 信託財産に帰せられる収入及び支出については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる者がその信託財産を有するものとみなして、この法律の規定を適用する。ただし、合同運用信託、証券投資信託又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する適格退職年金契約、厚生年金基金契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約若しくは国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二百二十八条第三項（基金の業務）若しくは第三百三十七条の十五第四項（連合会の業務）に規定する契約に係る信託の信託財産に帰せられる収入及び支出については、この限りでない。

一・二（略）

2（略）

(無記名公社債の利子等の帰属)

第十四条 無記名の公社債、無記名の株式又は無記名の貸付信託、投資信託若しくは特定目的信託の受益証券について、その元本の所有者以外の者が利子、利益の配当又は収益の分配(以下この条において「利子等」という。)の支払を受ける場合には、その利子等については、その元本の所有者が支払を受けるものとみなして、この法律(第二百二十四条第二項及び第三項(利子、配当、償還金等の受領者の告知)並びにこれらに係る罰則を除く。)の規定を適用する。

2 (略)

(利子所得)

第二十三条 利子所得とは、公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配(以下この条において「利子等」という。)に係る所得をいう。

2 (略)

(配当所得)

第二十四条 配当所得とは、法人(法人税法第二条第六号(定義)に規定する公益法人等及び人格のない社団等を除く。)から受ける利益の配当、剰余金の分配(出資に係るものに限る。)、基金利息(保険業法(平成七年法律第百五号)第五十五条第一項(基金利息の支払等の制限)に規定する基金利息をいう。)並びに投資信託(公

(無記名公社債の利子等の帰属)

第十四条 無記名の公社債、無記名の株式又は無記名の貸付信託若しくは証券投資信託の受益証券について、その元本の所有者以外の者が利子、利益の配当又は収益の分配(以下この条において「利子等」という。)の支払を受ける場合には、その利子等については、その元本の所有者が支払を受けるものとみなして、この法律(第二百二十四条第二項及び第三項(利子、配当、償還金等の受領者の告知)並びにこれらに係る罰則を除く。)の規定を適用する。

2 (略)

(利子所得)

第二十三条 利子所得とは、公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託及び公社債投資信託の収益の分配(以下この条において「利子等」という。)に係る所得をいう。

2 (略)

(配当所得)

第二十四条 配当所得とは、法人(法人税法第二条第六号(定義)に規定する公益法人等及び人格のない社団等を除く。)から受ける利益の配当、剰余金の分配(出資に係るものに限る。)、基金利息(保険業法(平成七年法律第百五号)第五十五条第一項(基金利息の支払等の制限)に規定する基金利息をいう。)及び公社債投資信託

社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。及び特定目的信託の収益の分配（以下この条において「配当等」という。）に係る所得をいう。

2 (略)

(収入金額)

第三十六条 (略)

2 (略)

3 無記名の公社債の利子、無記名の株式の利益の配当又は無記名の貸付信託、投資信託若しくは特定目的信託の受益証券に係る収益の分配については、その年分の利子所得の金額又は配当所得の金額の計算上収入金額とすべき金額は、第一項の規定にかかわらず、その年において支払を受けた金額とする。

(配当控除)

第九十二条 居住者が利益の配当（商法第二百九十三条ノ五第一項（中間配当）又は資産の流動化に関する法律第二百一条第一項（中間配当）に規定する金銭の分配その他これに類する金銭の分配として政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。）、 剰余金の分配、証券投資信託若しくは特定投資信託（法人税法第二十九条第二十九号の三イ（定義）に掲げる信託をいう。以下この項において同じ。）の収益の分配（第九条第一項第十一号（元本の払戻しに係る収益の分配の非課税）に掲げるもの含まない。以下この条において同

以外の証券投資信託の収益の分配（以下この条において「配当等」という。）に係る所得をいう。

2 (略)

(収入金額)

第三十六条 (略)

2 (略)

3 無記名の公社債の利子、無記名の株式の利益の配当又は無記名の貸付信託若しくは証券投資信託の受益証券に係る収益の分配については、その年分の利子所得の金額又は配当所得の金額の計算上収入金額とすべき金額は、第一項の規定にかかわらず、その年において支払を受けた金額とする。

(配当控除)

第九十二条 居住者が利益の配当（商法第二百九十三条ノ五第一項（中間配当）又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二百一条第一項（中間配当）に規定する金銭の分配を含む。以下この条において同じ。）、 剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配（第九条第一項第十一号（元本の払戻しに係る収益の分配の非課税）に掲げるもの含まない。以下この条において同じ。）に係る配当所得（外国法人から受けるこれらの金額に係るものを除く。以下この条において同じ。）を有する場合には、その居住者のその年

じ。)(又は特定目的信託の収益の分配に係る配当所得(外国法人から受けるこれらの金額に係るもの除く。以下この条において同じ。(を有する場合には、その居住者のその年分の所得税額(前節(税率)の規定による所得税の額をいう。以下この条において同じ。))から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。

一 その年分の課税総所得金額が千万円以下である場合 次に掲げる配当所得の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

イ 利益の配当 剰余金の分配、特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託の収益の分配(以下この項において「利益の配当等」という。)に係る配当所得 当該配当所得の金額に百分の十を乗じて計算した金額

ロ (略)

二 その年分の課税総所得金額が千万円を超え、かつ、当該課税総所得金額から証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千万円以下である場合 次に掲げる配当所得の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

イ 利益の配当等に係る配当所得 当該配当所得の金額に百分の十を乗じて計算した金額

ロ (略)

三 前二号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる配当所得の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

イ 利益の配当等に係る配当所得 当該配当所得の金額のうち、

分の所得税額(前節(税率)の規定による所得税の額をいう。以下この条において同じ。))から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。

一 その年分の課税総所得金額が千万円以下である場合 次に掲げる配当所得の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

イ 利益の配当及び剰余金の分配に係る配当所得 当該配当所得の金額に百分の十を乗じて計算した金額

ロ (略)

二 その年分の課税総所得金額が千万円を超え、かつ、当該課税総所得金額から証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千万円以下である場合 次に掲げる配当所得の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

イ 利益の配当及び剰余金の分配に係る配当所得 当該配当所得の金額に百分の十を乗じて計算した金額

ロ (略)

三 前二号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる配当所得の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

イ 利益の配当及び剰余金の分配に係る配当所得 当該配当所得

当該課税総所得金額から千円と口に掲げる配当所得の金額との合計額を控除した金額に達するまでの金額については百分の五を、その他の金額については百分の十をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額

口 (略)

2・3 (略)

(国内源泉所得)

第六十一条 この編において「国内源泉所得」とは、次に掲げるものをいう。

一～三 (略)

四 第二十三条第一項(利子所得)に規定する利子等のうち次に掲げるもの

イ・ロ (略)

八 国内にある営業所に信託された合同運用信託、公社債投資信託又は公募公社債等運用投資信託の収益の分配

五～十二 (略)

(分離課税に係る所得税の課税標準)

第六十九条 第六十四条第二項各号(非居住者に対する課税の方法)に掲げる非居住者の当該各号に定める国内源泉所得については、他の所得と区分して所得税を課するものとし、その所得税の課税標準は、その支払を受けるべき当該国内源泉所得の金額(次の各号

の金額のうち、当該課税総所得金額から千円と口に掲げる配当所得の金額との合計額を控除した金額に達するまでの金額については百分の五を、その他の金額については百分の十をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額

口 (略)

2・3 (略)

(国内源泉所得)

第六十一条 この編において「国内源泉所得」とは、次に掲げるものをいう。

一～三 (略)

四 第二十三条第一項(利子所得)に規定する利子等のうち次に掲げるもの

イ・ロ (略)

八 国内にある営業所に信託された合同運用信託又は公社債投資信託の収益の分配

五～十二 (略)

(分離課税に係る所得税の課税標準)

第六十九条 第六十四条第二項各号(非居住者に対する課税の方法)に掲げる非居住者の当該各号に定める国内源泉所得については、他の所得と区分して所得税を課するものとし、その所得税の課税標準は、その支払を受けるべき当該国内源泉所得の金額(次の各号

に掲げる国内源泉所得については、当該各号に定める金額」とする。

一 第六十一条第四号（国内源泉所得）に掲げる利子等のうち無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託、公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益証券に係る収益の分配その支払を受けた金額

二 第六十一条第五号に掲げる配当等のうち無記名の株式の利益の配当又は無記名の投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定目的信託の受益証券に係る収益の分配 その支払を受けた金額

三 五（略）

（信託財産に係る利子等の課税の特例）

第七十六条 第七条第一項第四号（内国法人の課税所得の範囲）及び前二条の規定は、内国法人である信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。以下この条において同じ。）が、次に掲げる信託の信託財産に属する公社債、合同運用信託、投資信託、特定目的信託、株式又は出資（以下この条において「公社債等」という。）につき国内において第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等又は第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該信託財産に属する旨その他大蔵省令で定める事項の

に掲げる国内源泉所得については、当該各号に定める金額」とする。

一 第六十一条第四号（国内源泉所得）に掲げる利子等のうち無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託若しくは公社債投資信託の受益証券に係る収益の分配 その支払を受けた金額

二 第六十一条第五号に掲げる配当等のうち無記名の株式の利益の配当又は無記名の証券投資信託（公社債投資信託を除く。）の受益証券に係る収益の分配 その支払を受けた金額

三 五（略）

（信託財産に係る利子等の課税の特例）

第七十六条 第七条第一項第四号（内国法人の課税所得の範囲）及び前二条の規定は、内国法人である信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。以下この条において同じ。）が、次に掲げる信託の信託財産に属する公社債、合同運用信託、証券投資信託、株式又は出資（以下この条において「公社債等」という。）につき国内において第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等又は第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該信託財産に属する旨その他大蔵省令で定める事項の記載を受け

登載を受けている場合には、当該公社債等についてその登載を受けている期間内に支払われる当該利子等又は配当等については、適用しない。

一 その信託会社が引き受けた証券投資信託又は特定目的信託（信託された資産の流動化に関する法律第一条第一項（定義）に規定する特定資産が主として有価証券であるものとして政令で定めるものに限る。）

二（略）

2 信託会社はその引き受けた合同運用信託又は投資信託（法人税法第二条第二十九号の三イ（定義）に掲げるものを除く。以下この条において「特定投資信託以外の投資信託」という。）の信託財産について納付した所得税（外国の法令により課される所得税に相当する税で政令で定めるものを含む。次項において同じ。）の額は、政令で定めるところにより、当該合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託の収益の分配に係る所得税の額から控除する。

3 前項の規定により控除すべき合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託の信託財産について納付した所得税の額は、当該合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託の収益の分配の額の計算上、当該収益の分配の額に加算する。

（源泉徴収義務）

第百八十一条（略）

2 配当等（投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託）

ている場合には、当該公社債等についてその登載を受けている期間内に支払われる当該利子等又は配当等については、適用しない。

一 その信託会社が引き受けた証券投資信託

二（略）

2 信託会社はその引き受けた合同運用信託又は証券投資信託の信託財産について納付した所得税（外国の法令により課される所得税に相当する税で政令で定めるものを含む。次項において同じ。）の額は、政令で定めるところにより、当該合同運用信託又は証券投資信託の収益の分配に係る所得税の額から控除する。

3 前項の規定により控除すべき合同運用信託又は証券投資信託の信託財産について納付した所得税の額は、当該合同運用信託又は証券投資信託の収益の分配の額の計算上、当該収益の分配の額に加算する。

（源泉徴収義務）

第百八十一条（略）

2 配当等（公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配を除く）

託を除く。) 又は特定目的信託の収益の分配を除く。) については、支払の確定した日から一年を経過した日までにその支払がされない場合には、その一年を経過した日においてその支払があつたものとみなして、前項の規定を適用する。

(利子、配当、償還金等の受領者の告知)

第二百二十四条 国内において第二十三条第一項 (利子所得) 又は第二十四条第一項 (配当所得) に規定する利子等又は配当等 (普通預金の利子その他の政令で定めるもの、無記名の公社債の利子、無記名の株式の利益の配当並びに無記名の貸付信託、投資信託及び特定目的信託の受益証券に係る収益の分配を除く。以下この項において同じ。) につき支払を受ける者 (法人税法別表第一 (公共法人の表) に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。) は、政令で定めるところにより、その利子等又は配当等につきその支払の確定する日までに、その者の氏名又は名称及び住所 (国内に住所を有しない者にあつては、大蔵省令で定める場所とする。以下この項において同じ。) を、その利子等又は配当等の支払をする者 (これに準ずる者として政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。) に告知しなければならない。この場合において、当該支払を受ける者は、政令で定めるところにより、当該支払をする者にその者の住民票の写し、法人の登記簿の抄本その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該支払をする者は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は

。) については、支払の確定した日から一年を経過した日までにその支払がされない場合には、その一年を経過した日においてその支払があつたものとみなして、前項の規定を適用する。

(利子、配当、償還金等の受領者の告知)

第二百二十四条 国内において第二十三条第一項 (利子所得) 又は第二十四条第一項 (配当所得) に規定する利子等又は配当等 (普通預金の利子その他の政令で定めるもの、無記名の公社債の利子、無記名の株式の利益の配当並びに無記名の貸付信託及び証券投資信託の受益証券に係る収益の分配を除く。以下この項において同じ。) につき支払を受ける者 (法人税法別表第一 (公共法人の表) に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。) は、政令で定めるところにより、その利子等又は配当等につきその支払の確定する日までに、その者の氏名又は名称及び住所 (国内に住所を有しない者にあつては、大蔵省令で定める場所とする。以下この項において同じ。) を、その利子等又は配当等の支払をする者 (これに準ずる者として政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。) に告知しなければならない。この場合において、当該支払を受ける者は、政令で定めるところにより、当該支払をする者にその者の住民票の写し、法人の登記簿の抄本その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該支払をする者は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称及び住

名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

- 2 国内において無記名の公社債の利子、無記名の株式の利益の配当又は無記名の貸付信託、投資信託若しくは特定目的信託の受益証券に係る収益の分配につき支払を受ける者は、政令で定めるところにより、これらの受領に関する告知書を、その支払を受ける際、その支払の取扱者に提出しなければならない。この場合において、当該告知書を提出する者は、政令で定めるところにより、当該支払の取扱者にその者の前項に規定する書類を提示しなければならないものとし、当該支払の取扱者は、政令で定めるところにより、当該告知書に記載されている事項を当該書類により確認しなければならないものとする。

3～5 (略)

(株式等の譲渡の対価の受領者の告知)

第二百二十四条の三 (略)

- 2 前項に規定する株式等とは、次に掲げるもの(外国法人に係るものを含む。)(をいう)。

一・二 (略)

三 転換社債(資産の流動化に関する法律第百十三条の二第一項)

転換特定社債の発行)に規定する転換特定社債を含む。(及び新

株引受権付社債(同法第百十三条の四第一項)新優先出資引受権

付特定社債の発行)に規定する新優先出資引受権付特定社債を含

所を当該書類により確認しなければならないものとする。

- 2 国内において無記名の公社債の利子、無記名の株式の利益の配当又は無記名の貸付信託若しくは証券投資信託の受益証券に係る収益の分配につき支払を受ける者は、政令で定めるところにより、これらの受領に関する告知書を、その支払を受ける際、その支払の取扱者に提出しなければならない。この場合において、当該告知書を提出する者は、政令で定めるところにより、当該支払の取扱者にその者の前項に規定する書類を提示しなければならないものとし、当該支払の取扱者は、政令で定めるところにより、当該告知書に記載されている事項を当該書類により確認しなければならないものとする。

3～5 (略)

(株式等の譲渡の対価の受領者の告知)

第二百二十四条の三 (略)

- 2 前項に規定する株式等とは、次に掲げるもの(外国法人に係るものを含む。)(をいう)。

一・二 (略)

三 転換社債及び新株引受権付社債

む。

四 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資（優先出資の引受けによる権利及び優先出資を引き受けすることができる権利を含む。）及び資産の流動化に関する法律第二条第五項（定義）に規定する優先出資（優先出資の引受けによる権利及び同法第五条第一項第二号二②（資産流動化計画）に規定する引受権並びに優先出資に類する出資として政令で定めるものを含む。）

五 公社債投資信託以外の証券投資信託（その設定に係る受益証券の募集が第一条第一項第十五号の三（定義）に規定する公募により行われたものを除く。）又は証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益証券及び特定株式投資信託（信託財産を株式のみに対する投資として運用することを目的とする証券投資信託のうち、その受益証券が証券取引法第二条第十一項に規定する証券取引所に上場されていることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。）の受益証券

六 社債的受益証券（その信託契約に資産の流動化に関する法律第百六十九条第四号（特定目的信託契約）に掲げる条件が付されている特定目的信託の同号に規定するあらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権に係る受益証券をいう。）以外の特定目的信託の受益証券

（支払調書及び支払通知書）

四 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資（優先出資の引受けによる権利及び優先出資を引き受けすることができる権利を含む。）及び特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第三条第三項（定義）に規定する優先出資（優先出資の引受けによる権利を含む。）

（新設）

（新設）

（支払調書及び支払通知書）

第二百二十五条 次の各号に掲げる者は、大蔵省令で定めるところにより、当該各号に規定する支払に関する調書を、その支払の確定した日（第一号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託、公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの及び第二号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の株式の利益の配当又は無記名の投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定目的信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの並びに第七号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の公社債に係る第二百二十四条第四項（利子、配当、償還金等の受領者の告知）に規定する償還金に関するものについては、その支払をした日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年一月三十一日まで（第二号に規定する支払に関する調書及び第八号に規定する支払に関する調書のうち第二号に規定する配当等に関するものについては、その支払の確定した日から一月以内）に、税務署長に提出しなければならない。

一 居住者又は内国法人に対し国内において第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等の支払をする者（当該利子等のうち、国外において発行された公社債又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益証券に係るもので居住者又は内国法人に対して支払われるものの国内における支払の取扱者を含む。）

二 居住者又は内国法人に対し国内において第二十四条第一項（配

第二百二十五条 次の各号に掲げる者は、大蔵省令で定めるところにより、当該各号に規定する支払に関する調書を、その支払の確定した日（第一号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託若しくは公社債投資信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの及び第二号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の株式の利益の配当又は無記名の証券投資信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの並びに第七号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の公社債に係る第二百二十四条第四項（利子、配当、償還金等の受領者の告知）に規定する償還金に関するものについては、その支払をした日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年一月三十一日まで（第二号に規定する支払に関する調書及び第八号に規定する支払に関する調書のうち第二号に規定する配当等に関するものについては、その支払の確定した日から一月以内）に、税務署長に提出しなければならない。

一 居住者又は内国法人に対し国内において第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等の支払をする者（当該利子等のうち、国外において発行された公社債又は公社債投資信託の受益証券に係るもので居住者又は内国法人に対して支払われるものの国内における支払の取扱者を含む。）

二 居住者又は内国法人に対し国内において第二十四条第一項（配

当所得)に規定する配当等の支払をする者(当該配当等のうち、国外において発行された投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)(若しくは特定目的信託の受益証券又は株式(資産の流動化に関する法律第二条第五項(定義)に規定する優先出資を含む。))に係るもので居住者又は内国法人に対して支払われるものの国内における支払の取扱者を含む。)

三丁十 (略)

2 (略)

(信託に関する計算書)

第二百二十七条 合同運用信託、投資信託、特定目的信託並びに法人税法第八十四条第三項(退職年金等積立金の額の計算)に規定する適格退職年金契約、厚生年金基金契約、勤労者財産形成給付契約及び勤労者財産形成基金給付契約並びに国民年金基金の締結した国民年金法第二百二十八条第三項(基金の業務)に規定する契約及び国民年金基金連合会の締結した同法第三十七条の十五第四項(連合会の業務)に規定する契約に係る信託以外の信託の受託者は、大蔵省令で定めるところにより、その信託に関する計算書を、信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。以下この条において同じ。))については毎事業年度終了後一月以内に、信託会社以外の受託者については毎年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

当所得)に規定する配当等の支払をする者(当該配当等のうち、国外において発行された公社債投資信託以外の証券投資信託の受益証券又は株式に係るもので居住者又は内国法人に対して支払われるものの国内における支払の取扱者を含む。)

三丁十 (略)

2 (略)

(信託に関する計算書)

第二百二十七条 合同運用信託、証券投資信託並びに法人税法第八十四条第三項(退職年金等積立金の額の計算)に規定する適格退職年金契約、厚生年金基金契約、勤労者財産形成給付契約及び勤労者財産形成基金給付契約並びに国民年金基金の締結した国民年金法第二百二十八条第三項(基金の業務)に規定する契約及び国民年金基金連合会の締結した同法第三十七条の十五第四項(連合会の業務)に規定する契約に係る信託以外の信託の受託者は、大蔵省令で定めるところにより、その信託に関する計算書を、信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。以下この条において同じ。))については毎事業年度終了後一月以内に、信託会社以外の受託者については毎年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。